

特定健診・特定保健指導等がスタート

平成 20 年 4 月から医療保険制度が変わっています。
その改正内容についてご案内いたします。

40 歳～74 歳を対象に特定健診・特定保健指導を実施

40 歳～74 歳の被保険者・被扶養者を対象に、メタボリックシンドローム予防に着目した健診と、その結果に基づいた保健指導が行われます。当健保組合では、従来から実施している「日帰りドック」「成人病検査」の中に特定健診項目を含めて実施し、健診結果を階層化し、特定保健指導を実施いたします。

自己負担が 2 割となる子どもの対象が「小学校入学前」までに拡大

医療費の自己負担が 2 割に軽減される子どもの対象が、従来の 3 歳未満から小学校入学前まで拡大されました。

療養病床入院時の食費・居住費を 65 歳以上の方も負担

療養病床に入院した場合に、食費と居住費を自己負担する方の対象年齢が、従来の 70 歳以上から 65 歳以上の方へ対象が広がりました。

70 歳～74 歳の方の医療費の自己負担割合が 2 割に

70 歳から 74 歳の方の医療費の自己負担割合が、従来の 1 割負担から 2 割に引き上げられました。

また、高額療養費の対象となる自己負担限度額も引き上げられています（外来 24,600 円、世帯単位＜外来・入院＞62,100 円へ変更）。

※自己負担割合および自己負担限度額の負担増は、平成 21 年 3 月までの 1 年間は凍結されます。

高額医療・高額介護合算制度が新設

医療にかかった費用と介護にかかった費用を合算して、自己負担限度額を超えた分は「高額介護合算療養費」として支給されるようになりました。

■自己負担限度額

75 歳以上	現役並所得者	年額 67 万円
	一般	年額 56 万円
70 歳～74 歳	現役並所得者	年額 67 万円
	一般	年額 62 万円※
69 歳以下	現役並所得者	年額 126 万円
	一般	年額 67 万円

※自己負担割合の凍結にともない 56 万円に引き下げられます

75 歳以上の方は後期高齢者医療制度に加入

各都道府県単位の後期高齢者医療広域連合が運営主体となり、75 歳以上のすべての高齢者が加入します。対象者は全員、保険料を納め、医療機関窓口ではかかった医療費の 1 割を自己負担します。

※従来の被用者保険の「被扶養者」であった方の保険料は、平成 20 年 4 月から半年間は凍結、さらに 10 月から半年間は 9 割軽減されます。

紙上
ウォーキング
プログラムに
参加
しませんか

40 歳
以上の方
が対象

広島を起点として江津までの道のりを、紙上でウォーキングするプログラムです。方法は、通勤時や家の近所を 1 日 1 万歩歩き、その記録をつけていただくだけの簡単なものです。歩いた距離に応じて広島から江津までを歩いたものと仮定して、60 日間挑戦していただけます。

詳細は別途、配布するパンフレットをご覧ください。参加された方には、達成賞もしくは参加賞を贈呈いたします。みなさんからのたくさんのご参加をお待ちしております。